

お客様各位

2025年 3 月25日

平素より株式会社都市建築確認センターにご愛顧を賜り、
厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日より、建築基準法及び建築物省エネ法の改正が施行となります。

施行日前（令和 7 年 3 月31日以前）に確認済証の交付を受け、かつ、工事着工をした建築物のみ**旧法**が適用され、『**令和 7 年 4 月 1 日**』以降に着工された場合は、新法での構造基準及び省エネ基準適用され、計画変更等が必要となる場合がございます。

上記に該当する場合、初回の現場検査時に**着工日を確認**させていただく場合がございますので、**着工日を証明できる書類（日付入りの現場工事写真等）**を準備いただくようお願いいたします。